

## 役員等の手当の支給に関する規則

昭和55年7月28日

規則 第 8 号

(沿革) 昭和58年3月17日 一部改正  
平成元年3月23日 一部改正  
平成4年3月31日 一部改正  
平成15年3月26日 一部改正  
平成20年3月26日 一部改正  
平成29年12月7日 一部改正

### (総 則)

第1条 本会の理事、監事、評議員及びその他会長が委嘱する委員の手当並びに費用弁償費の支給に関して定めることを目的とする。

### (手当の額)

第2条 手当の額は、別表第1表のとおりとする。

### (手当の支給方法)

第3条 手当の支給は、勤務実態に即して当日又は月末にまとめて計算し、支給する。

### (支給の禁止)

第4条 一戸町町長、副町長並びに一般職の職員にあつて、第1条に定める役員又は委員に就任した者には、第2条に定める手当は支給しない。

### (費用弁償費の支給)

第5条 役員等が公務のために会長の命を受けて出張した場合には、本会の旅費規程(昭和32年・規程第1号)により旅費を支給する。

2 会長が招集する会議に出席した場合には、交通費を支給する。

### (補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は評議員会において定める。

### 附 則

- 1 この規則は、昭和55年8月1日より施行し、昭和55年4月1日より摘要する。
- 1 この規則は、昭和58年3月17日より施行し、昭和57年4月1日より摘要する。
- 1 この規則は、平成元年4月1日より施行する。
- 1 この規則は、平成4年4月1日より施行する。
- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 この規則は、平成29年12月7日から施行する。

役員等の手当額一覧表

別表第1表

名	称	区分	区 分	摘 要
理 事	会 長	日額	5,000円	月額50,000円を超えないこと。
	副 会 長	日額	5,000円	
	理 事	日額	5,000円	
監 事	監 事	日額	5,000円	
評 議 員		日額	5,000円	年額30,000円を超えないこと。
その他	会長が支給することが 相当と認めた 委員	日額	4,000円	